

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成30年第4号
受付日	平成30年5月31日
送付日	平成30年6月1日
答弁受理日	平成30年6月18日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	中上 さち子
所管部局	福祉部

【件名及び質問の要旨】

介護保険の「総合事業について」

市の事業として実施されている要支援1・2を対象とする日常生活支援総合事業の実施状況について。

- ①総合事業で実施の「介護予防型訪問サービス」、「生活援助型訪問サービス」それぞれの現行利用者数は。
- ②交野にある事業者のうち「生活援助型サービス」実施業者数、及び申請中の業者数は。
- ③「介護予防型」或いは「生活援助型」訪問サービスの利用は、市の新たな基準で区分されている。しかし、この基準を運用すれば、介護状態は変わらないのに無資格ヘルパーの「生活援助型」サービスに移行となった事例があるなど適切なケアプランと言えない。3月議会で市は、「基準は機械的ではなく、自立支援の視点で選択判断する指標である」とし、「ケアマネージャーや事業所に適正な運用を求めることを周知する」との答弁であったが、どのような取り組み周知をされたのか、具体的内容について。

文書質問書答弁書

回 答 日：平成30年 6月18日
担当部局：福祉部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく中上さち子議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

質問要旨 介護保険の「総合事業について」

市の事業として実施されている要支援1・2を対象とする日常生活支援総合事業の実施状況について。

- ①総合事業で実施の「介護予防型訪問サービス」、「生活援助型訪問サービス」それぞれの現行利用者数は。
- ②交野にある事業者のうち「生活援助型サービス」実施業者数、及び申請中の業者数は。
- ③「介護予防型」或いは「生活援助型」訪問サービスの利用は、市の新たな基準で区分されている。しかし、この基準を運用すれば、介護状態は変わらないのに無資格ヘルパーの「生活援助型」サービスに移行となった事例があるなど適切なケアプランと言えない。3月議会で市は、「基準は機械的ではなく、自立支援の視点で選択判断する指標である」とし、「ケアマネージャーや事業所に適正な運用を求めることを周知する」との答弁であったが、どのような取り組み周知をされたのか、具体的内容について。

- 回 答
- ①直近実績である30年4月の利用者は、「介護予防型訪問サービス」が96人、「生活援助型訪問サービス」が205人でした。
 - ②交野市内「生活援助型サービス」事業者は、30年6月1日現在、10か所であり、申請中の事業者はございません。
 - ③「生活援助型サービス」は、市が定める一定内容の研修修了者等が従事しており、「生活援助型サービス」への移行は必ずしも不適切なケアプランではないと認識するものでございます。

なお、適切な制度運用を図るための周知につきましては、30年5月17日開催の介護支援専門員連絡会にて給付管理や請求にかかる説明を実施いたしました。今後につきましても、重ねて実施する予定でございます。